

山梨県国民保護計画の変更(案)について

1 山梨県の体制及び職員の参集基準等の変更

(1) 国民保護担当者体制の追加(P16)

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案が相次いでいることを踏まえ、県における国民保護体制強化のため、新たに国民保護担当者体制を追加する。

2 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う変更

- (1) 平成29年12月に国民保護に関する基本指針の一部変更が閣議決定され、「平素から」アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める」ことや「地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容の例示」などが明記されたことに伴い、本県国民保護計画においても「平素から」アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める」ことや「NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める」ことなどを明記する。(P31ほか)